様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年4月1日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	◯知事　◉市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	武蔵村山市
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	67-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.musashimurayama.lg.jp/shisei/torikumi/mynumber/index.html

執行機関名　武蔵村山市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者又は重度身体障害者等に対する救急通報システム事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		武蔵村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1　第10の項 高齢者又は重度身体障害者等に対する救急通報システム事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)	武蔵村山市重度身体障害者等救急通報システム事業運営要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条　この要綱は、重度身体障害者等救急通報システム事業を運営することにより、緊急事態における重度身体障害者等の不安を解消するとともに、生活の安定を確保し、もつて重度身体障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		武蔵村山市重度身体障害者等救急通報システム事業運営要綱